

介護サービス利用Q&A

● 将来介護サービスを利用したいと思っておりますが、いつ申請をすればよいのですか？

要介護認定の申請は、介護サービスが必要になったときに行ってください。前もって申請する必要はありません。

● 認定結果が通知される前にサービスを利用できますか？

認定結果が出るまでには通常1ヵ月程度かかりますが、急を要する場合は申請日からサービスを利用することができます。ただし、非該当となった場合、利用したサービスは全額自己負担になります。また利用したサービスが、認定された介護度での支給限度額を超えていた場合、超えた分が自己負担となります。

● ケアマネ、ケアプランとはなんですか？

ケアマネジャー(ケアマネ)は、利用者やご家族からの相談に応じ、適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成し、連絡調整や手続きを行う専門職です。ケアプランは、心身の状況、置かれている環境、利用者やご家族の希望などを確認し、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するか計画を書面にまとめたものです。

● ケアマネジャーはどのように探すのですか？

要介護1～5の認定を受けた方については、居宅介護支援事業所を自由に選択することができます。また、(看護)小規模多機能型居宅介護のサービスを利用する場合は、このサービスの事業者を選び連絡します。事業所の所在地やご近所で既に利用されている人の情報、公表されている介護サービス情報などを参考にしましょう。

※要支援1・2の認定を受けた方は、担当の安心すこやかセンターへご相談ください。(なお、令和6年4月から、市から指定を受けた居宅介護支援事業所へご相談することもできます。詳しくは、地域包括ケア推進課へお問い合わせください。)

● ケアマネジャーの事業所のサービスを利用しなければならないのですか？

サービス事業所も自由に選択することができます。事業所の所在地や特色などを踏まえて、ケアマネジャーと相談してください。

● 同じサービスでも、サービス事業所によって利用料が異なるのですか？

介護報酬(サービスの単価)は一律ですが、サービスの利用料は加算により、事業所ごと変わる可能性があります。なお、食費や日常生活費等は別途負担となりますので、契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認してください。

● 限度額を超えてサービスを利用することはできますか？

1割(一定以上の所得額の方は2割又は3割)の負担で利用できる限度額は介護度別に決まっています。限度額を超えてサービスを利用することもできますが、超えた分については全額が自己負担となります。

● 他市町の事業所のサービスは利用できますか？

申請や認定は住所のある市町村で行いますが、介護サービスや施設サービスは他市町のサービス事業所も利用できます。ただし、下記に示すサービスは原則利用できません。

地域密着型サービス			
事業種類	紹介ページ	事業種類	紹介ページ
夜間対応型訪問介護	P19	看護小規模多機能型居宅介護	P72
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P19	認知症対応型通所介護	P73
地域密着型通所介護	P28	グループホーム	P74
小規模多機能型居宅介護	P69		
緩和基準サービス			
事業種類	紹介ページ	事業種類	紹介ページ
緩和基準訪問型サービス	P20	緩和基準通所型サービス	P45

● サービスに不満がある場合にはどうすればよいのですか？

サービスに不満がある場合は、サービスを提供する事業所やケアマネジャーなどに相談します。ケアマネジャーに不満がある場合は、ケアマネジャーの所属する事業所に相談します。それでも解決できない場合は、市や国民健康保険団体連合会へ相談することもできます。

また、ケアプランの変更や、利用者の状態が変わった場合は変更申請ができますので、ケアマネジャーに相談してください。

※藤枝市地域包括ケア推進課（地域支援係） TEL：054-643-3225

※静岡県国民健康保険団体連合会（介護苦情相談係） TEL：054-253-5590
サービスやサービス事業所への苦情に対応します。

● 施設の入所の手続きはどうすればよいのですか？

要介護認定を受けた上で、利用者やご家族が施設へ直接申し込んで契約を結びます。施設サービスを利用した場合は、サービス費の1割(一定以上の所得額の方は2割又は3割)負担のほかに居住費や食費、日常生活費などの自己負担があります。

なお、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用は、特別な事情がある場合を除き要介護3以上の方に限られます。